

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| | | |
|-------------|-----------------------------------|--|
| 部 課 室 等 名 | 農業委員会事務局 | |
| 許 認 可 等 名 | 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可 | |
| 根 拠 法 令 | 農地法 | |
| 根 拠 条 項 | 第5条第1項 | |
| 連 絡 先 | (電話 621 - 5393) | |
| 審 査 基 準 | 基 準 | 審査基準・標準処理期間(農業委員会農地部会で議決承認)及び徳島県農地関係事務処理処理要綱による。 |
| | 参 考 事 項 | |
| | 設 定 等 年 月 日 | 平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更) |
| 標 準 処 理 期 間 | 標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由) | 総日数 49日(休日を除く) |
| | 設 定 等 年 月 日 | 平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更) |